

第1章 将来都市像の実現に向けて

第1節 共創の都市づくりの推進

1 基本的な考え方

本市では、市民と行政が一体となって、積極的な情報共有を図り、課題解決に向けて共に目標を設定し、その解決や新たな価値を創造することで、「協働のまちづくり」から一歩進んだ『共創のまちづくり』を進めています。

その理念を踏まえ、将来都市像『鹿嶋らしさ』に磨きをかけ 豊かな暮らしと活発な交流が織りなすまち 鹿嶋』の実現に向けて、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携・協働し、創意と工夫に満ちた「共創の都市づくり」を推進します。

【市民の役割】

- 市民自らが暮らし、働く場である地域の都市づくりに対する理解を深め、様々な立場の市民が協力し、より良い地域の実現を目指した取組に主体的に参画していくことが求められます。

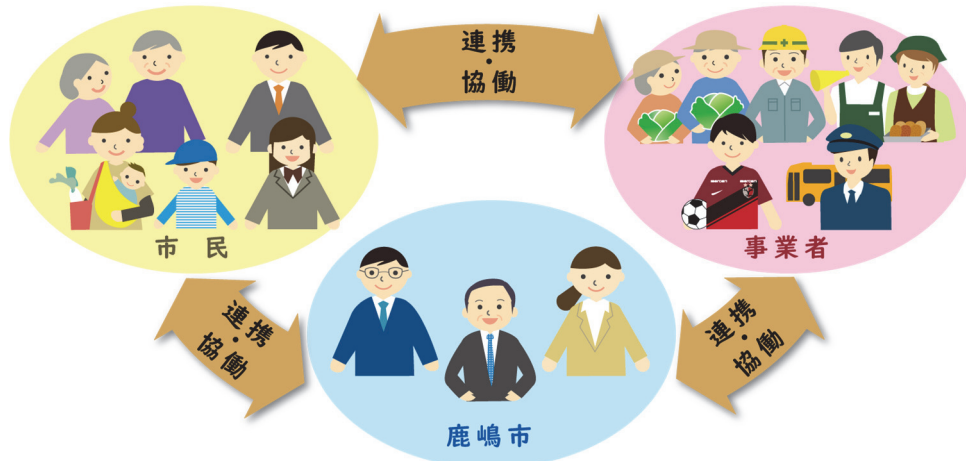
【事業者の役割】

- 様々な事業者の活動がそれぞれ維持・発展できる場の形成に向けて事業者間の相互理解と連携を進めるとともに、市民や行政が進める都市づくりに積極的に協力・貢献することが求められます。

【鹿嶋市の役割】

- 本マスタープランに基づき、都市づくりに係る事業の推進及び調整を実施します。
- 市民、事業者が都市づくりに参画しやすい環境の形成や各種活動に対する支援を通じて、『共創の都市づくり』を推進します。
- 必要に応じて、周辺の市、県、国との連携・調整を行い、計画的・効率的な都市づくりを推進します。

図 『共創の都市づくり』に基づく連携・協働のイメージ



2 共創の都市づくり実現に向けた取組

(1) 推進体制の構築

1) 都市づくり活動の主体づくり

- 都市づくり活動への様々な組織の参画を促すとともに、その一端を担うNPO※法人の設立支援及び育成、交流機会の提供などにより、都市づくり活動の主体づくりを進めます。

2) 市民・組織の都市づくりへの参画促進

- 市民・事業者の声を都市づくりに反映するため、都市づくりに係る計画策定や事業推進において様々な市民・組織が参画する機会の充実に努め、都市づくりへの主体的な参画を促進します。

3) 市内の推進体制の充実

- 都市づくりを効率的・効果的に推進するため、政策分野を横断した市内の推進体制の充実を図ります。
- 特に、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造への転換は、将来の人口減少と相まって、田園集落地のあり方に大きな変化を与えることが見込まれるため、地域自治分野、教育分野、保健医療分野、福祉分野、防災分野などの政策分野の垣根を越えて全庁的に連携し、持続可能な地域づくりのあり方を検討します。

(2) 市民主体の都市づくりの推進

1) 市民提案による都市づくりの促進

- 地域住民との合意に基づいた地区計画や建築協定などによる身近な都市づくりを、地域住民などとの連携により促進します。
- 市民や事業者の意向を検討・反映する機会となる都市計画提案制度の活用を促進します。

2) 公共空間を活用した賑わい創出活動の検討・支援

- 地域の意向・発意に応じて、道路、都市公園、河川などの公共空間を活用した賑わい創出に資する都市づくり活動を検討・支援します。

3) 市民・事業者が主体となる都市づくり活動の活性化

- 地域の祭事、花いっぱい運動、自然保護活動、公園美化活動などの地域住民の身近な都市づくり活動や市内事業所による社会貢献活動、鹿島アントラーズと本市が連携するホームタウン事業など、様々な市民・事業者が主体的に取り組む都市づくり活動の更なる活性化に努めます。

※：巻末資料編の「用語の解説」を参照

(3) 市民主体の取組の支援

1) 都市づくりに関する情報の公開・周知

- ・市が進める都市づくりに関する市民・事業者の理解と協力を得るため、広報かしまやホームページなどの様々な情報媒体を活用して、本市の都市づくりの基本となる都市計画マスタープラン、関連する個別計画、関連する都市計画事業などを公開し、広く周知します。

2) 都市づくりに対する協力体制の充実

- ・市民や事業者の理解と協力を得るとともに、利害関係者の意見を反映し、よりよい都市づくりを進めるため、自治会や各種団体との意見交換機会の充実、協定に基づく事業者との連携事業の推進などにより、市民・事業者との協力体制の充実に努めます。

3) 市民活動に対する支援の実施

- ・地域課題の解決や新たな目的を持って都市づくりに主体的に取り組む市民の活動を活発化するため、市民と行政が一体となって課題解決や新たな価値創造に取り組む市民活動に対する支援を実施します。

(4) 着実かつ効果的な都市づくりの推進

1) 関係機関との連携

- ・都市間連携軸に位置づけられた幹線道路や鹿島港の整備などの広域的役割を担う都市基盤整備を着実に推進するとともに、本市が進める都市計画事業を円滑に推進するため、国、県、周辺の市などの関係機関との連携を図ります。

2) 民間活力の導入・活用

- ・民間がもつノウハウを活用することによって、質の高い公共サービスや新たな価値を効率的に市民に提供するため、都市施設の整備・維持管理分野において指定管理者制度やPFI・PPP[※]方式などの民間活力の導入・活用に努めます。

3) 最新技術に関する調査研究

- ・持続可能な都市づくりを効率的・効果的に行うため、既存ストックの有効活用を図るとともに、Society5.0[※]の実現に向けた新たな技術の活用を視野に入れ、都市計画分野や交通分野を中心に最新技術に関する調査研究を行います。

※：巻末資料編の「用語の解説」を参照

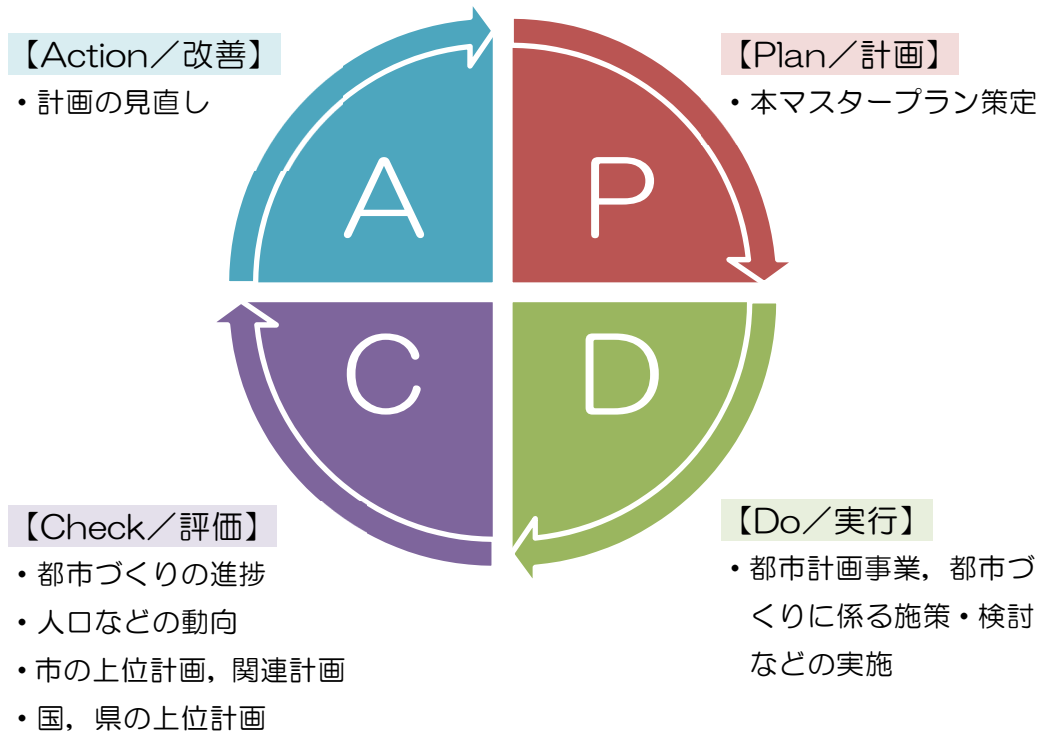
第2節 計画の進行管理

本マスタープランは概ね 20 年後を見据えた本市の都市計画の基本方針を示す長期的な計画です。その間、本市の上位計画の変更、都市づくりの進捗状況、社会情勢の変化、国や県の上位計画の変更など、本マスタープランを取り巻く環境が変化することが考えられます。

このような環境変化に柔軟に対応し、時代の要請に即した都市づくりを効率的・効果的に推進するため、PDCA サイクルに基づき、本マスタープランの進行管理を行います。

本マスタープラン策定後、概ね5年ごとを目安に本マスタープランに基づく都市づくりの進捗状況を検証・評価します。そのなかで本マスタープランの見直しが必要となった場合は、計画の見直しを検討します。

図 PDCA サイクルに基づく計画の評価・見直し（イメージ）



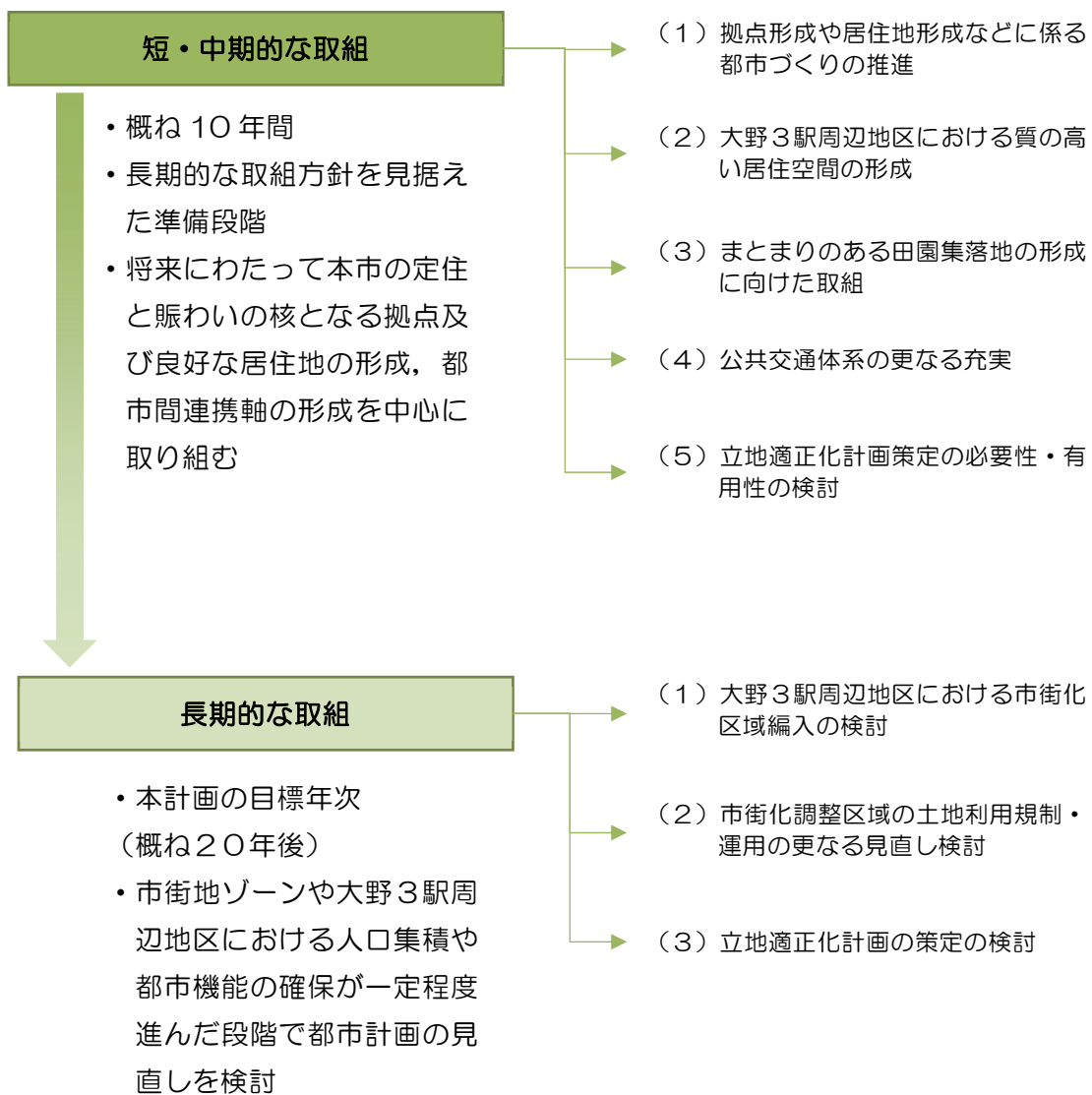
第3節 長期的にみた都市計画の取組方針

1 基本的な考え方

「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造の実現に向けては、市街地や集落地の歴史的変遷、既存の都市基盤の蓄積、災害ハザードの分布状況などに配慮しつつ、地域住民の理解と合意を得ながら、長期的な視点で段階的・計画的に土地利用の誘導及び保全に取り組んでいくことが必要です。

そのため、概ね10年間を見据えた短・中期的な都市計画の取組方針と、本計画の目標年次となる概ね20年後（令和23年）を見据えた長期的な都市計画の取組方針を定めます。

図 本市の都市計画の取組方針



2 短・中期的な取組方針

長期的な取組方針を見据えながら、その準備段階として、将来にわたって本市の定住と賑わいの核となる拠点の形成、便利な暮らしの場となる居住地の形成、市内外との交流を支える都市間連携軸の形成を中心に取り組みます。

(1) 拠点形成や居住地形成などに係る都市づくりの推進

- 本市の顔として市内外との交流の核となる中心市街地の活性化や、賑わい創出に資する拠点形成、便利な暮らしの場となる良好な居住地形成に資する都市基盤整備を、引き続き推進します。
- 市内外との交流を支える都市間連携軸の形成に向けて、都市計画道路の整備や構想路線の具体化に向けた検討を、国、県、周辺の市などと連携して取り組みます。
- 本マスタープランで掲げる土地利用方針に基づく都市づくりを推進するため、特別用途地区の指定、地区計画の指定、用途地域の見直しなどを必要に応じて検討します。

(2) 大野3駅周辺地区における質の高い居住空間の形成

- 大野区域におけるゆとりある暮らしを将来にわたって支えるため、大野3駅周辺地区（拠点地区及び鹿島大野駅周辺、長者ヶ浜潮騒はまなす公園前駅周辺、荒野台駅周辺）における地区計画に基づく都市づくりを引き続き推進します。
- 拠点地区及び鉄道駅周辺における住民主体による地区内道路の整備、身近な商業施設、医療施設の維持・確保、拠点地区及び鉄道駅周辺への定住・移住促進、鉄道駅における交通結節点の機能向上などに地域住民と連携して取り組みます。

(3) まとまりのある田園集落地の形成に向けた取組

- 田園集落地において住み続けられる環境の維持と安全な暮らしの確保、自然的環境の保全を図るため、人口動向や土地利用分布状況、地域コミュニティ維持、災害リスク低減などに配慮しながら、区域指定制度の指定エリアの縮小、開発許可要件の厳格化を検討し、安全性と持続性を兼ね備えた、まとまりのある田園集落地の形成に取り組みます。
- 土砂災害警戒区域（特別警戒区域を含む）や津波浸水想定区域、洪水浸水想定区域といった災害リスクが高いエリアに含まれる田園集落地については、市街地ゾーンにある住宅地や大野3駅周辺地区、災害リスクが少ない田園集落地などへの居住地の移転促進も視野に入れた土地利用の規制・誘導について、県と連携して検討します。

(4) 公共交通体系の更なる充実

- 自家用車に頼らずに誰もが移動できる交通環境を将来にわたって維持・確保するため、市民・交通事業者・行政が連携して、公共交通体系の更なる充実に取り組みます。

- ・今後の人口分布や施設立地の動向、公共交通利用者の推移、最新技術の開発動向などの検証を行い、社会情勢変化に対応した持続可能な公共交通ネットワークの確保に向けた運行形態や利便性向上策などを検討します。

(5) 立地適正化計画策定の必要性・有用性の検討

- ・本計画が目指す「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造の実現に向けて、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画策定の必要性・有用性を検討します。
- ・必要性の検討にあたっては、国の制度の変更・拡充の状況を勘案しつつ、今後本市が進める都市基盤整備の予定・計画の動向、都市計画（区域指定制度、開発行為許可要件など）の運用改善状況、公共交通網の確保状況、大野3駅周辺地区における人口集積の見通しなどの視点で都市づくりの進捗状況との整合性を検証し、計画策定の必要性・有用性を検討します。
- ・必要性・有用性が確認された場合には、短・中期のなかで計画策定に取り組みます。

3 長期的な取組方針

都市計画制度の適切な運用や都市計画事業の推進により「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造を計画的に構築するため、市街地ゾーンや大野3駅周辺地区における人口集積や都市機能の確保が一定程度進んだ段階で都市計画の見直しを検討します。

(1) 大野3駅周辺地区における市街化区域編入の検討

- ・将来的な立地適正化計画の策定（都市機能誘導区域・居住誘導区域の設定）を視野に入れ、大野3駅周辺地区の人口密度が市街地を形成する水準に達した時点（又は達する見通しが立った時点）で、大野3駅周辺地区における市街化区域編入の必要性・有効性を県と連携して検討します。
- ・検討にあたっては、地域住民の意向に配慮するとともに、国の制度の変更・拡充の状況、県の都市計画に関する方針、本市の都市づくりの状況などを考慮し、総合的・多面的に必要性・有効性を検証します。

(2) 市街化調整区域の土地利用規制・運用の更なる見直し検討

- ・人口動向や集落のまとまり状況、国の制度改定、国・県による災害ハザードの見直し状況などを勘案して、区域指定制度の指定エリア・開発行為許可要件の更なる見直しの必要性を検討します。

(3) 立地適正化計画の策定の検討

- 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造の形成に向けて、民間施設を含む都市機能や居住を緩やかに誘導するため、都市計画マスタープランの高度化版と位置づけられ、都市機能や居住を誘導する区域、誘導を促進するための施策などを定める「立地適正化計画」の策定を検討します。
- 計画策定期間については、「市街化調整区域の土地利用規制・運用の更なる見直し検討」や「大野3駅周辺地区における市街化区域編入の検討」が進捗し、立地適正化計画制度と本市の都市計画の整合性・一体性が確保される見通しが整い、都市計画に関する県との調整が概ね整った段階を想定します。

